

会計監査を いかに規律していくべきか

藤沼亜起 氏 日本公認会計士協会会長

カネボウ事件、ライブドア事件など、資本市場を揺るがす事件が立て続けに発生した。再発防止のためにどのようなことが必要とされるのか。日本公認会計士協会はどのように取り組んでいるのか、会長・藤沼亜起氏にうかがった。



会計監査の規律のために、公認会計士に求められること
日本公認会計士協会は相次ぐ粉飾事例を重く受け止め、会員に厳格な監査を要請している。
外部からの意見を単に批判として受け止めるのではなく、それを活かしていくことが重要である。

監査法人の処分のあり方

粉飾の事例が相次いで報道されました。日本公認会計士協会(以下、協会)会長として、どのように受け止められたでしょうか。

藤沼 老舗企業カネボウの5年にわたる粉飾が判明し、監査に関与した公認会計士3人が起訴されるという事態に衝撃を受けました。過失ではなく、担当公認会計士が故意の虚偽記載を認めたのですから、ことは深刻です。職業倫理の基本を逸脱する行為として重く受け止め、即座に会長声明を出し、会員に厳格な監査を要請しました。

その後、公認会計士・監査審査会¹が4大監査法人に検査に入りました。

藤沼 品質管理体制、業務運営体制についてのご批判や、監査の実務についても十分でないところがあるところのご指摘があり、それを受け、金融庁から各法人に業務改善の指示が出されました。監査法人は合併を重ねてきた歴史があるため、管理体制に行き届いていない面があったことは確かだと思います。今回のご指摘を受け、各監査法人においては真剣な努力がなされるはずであり、改革が加速されるものと信じています。また、監査法人の理事長は全権を握る立場にはなく、各

業務をそれぞれ担当するパートナーのまとめ役というのが実態でした。昨秋、新たな監査事務所の品質管理の基準が出て、それに基づく実務指針で、理事長の責任を明確にするともに権限を与え、管理体制を構築していくことの必要性が示されています。今回の検査結果はそれを促進させることにもなるのではないかと思います。いずれにしても外部からいただいたご意見をただ批判として受け止めるのではなく、それを活かしていくことが大事であると思います。

企業側の会計監査に対する意識の問題も指摘されています。

藤沼 監査報告書があるからこそ公開会社は信頼され、資本市場で活動できるのですが、日本の経営者の中には、資金はメインバンクが融資してくれる、グループ会社間の信用でやっていける、ということから、会計監査を前向きにとらえていないと言いますか、「法定だから仕方がない」という昔ながらの感覚の方がいたかもしれません。そうなりますと、厳しいことを言う公認会計士より、親切に指導してくれるのがよい公認会計士ということになるでしょう。これは想像の域を出ませんが、カネボウの事例にしても、はじめ経営陣にアドバイスをしていたのが、次第に深みにはまっていったのではないかと、という気がします。言うまでもなく監査側、被監査側の間には緊張関係が

1 公認会計士・監査審査会(CPAAOB): 公認会計士監査制度の充実・強化を目的として平成15年5月に公認会計士法の改正が行われ、公認会計士・監査法人への監視・監督体制の充実強化の観点から、従前の「公認会計士審査会」が改組・拡充され平成16年4月1日に設置された。従前が

らの業務である公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、公認会計士試験の実施と併せ、新たに日本公認会計士協会が実施する「品質管理レビュー」のモニタリングも行う。



必要であり、特に直接金融が重みを増す中、「友好第一」のような発想では監査業務をまっとうすることができません。

中央青山監査法人に対する行政処分が行われることになりました。

藤沼 業務の一部停止2カ月間とされましたが、これによって2,300社と言われる上場会社が影響を受けるという、かなり影響の大きい行政処分です。資本市場や関連企業に多大なご迷惑をおかけすることになったことを非常に残念に思います。ただ、制度的なことを言えば、金融庁の処分は戒告からいきなり業務停止、解散命令に飛び、その中間の課徴金や改善命令がありませんが、それがあれば、より実情に即した処分ができるのではないかという思いもあります。

監査法人に対する刑事罰の導入という意見もあるようですが。

藤沼 もちろん不正は決して許されることはありませんが、数人の公認会計士が関与したことをもって数千人規模の監査法人に刑事罰を適用することの影響の大きさを見極めていただきたいと思います。アメリカのエンロン事件では、5大会計事務所、いわゆるビッグ・ファイブの一角であるアーサー・アンダーセンが、一地方事務所が起こした不祥事で刑事訴追を受けた結果、顧客離れが加速し、ついには崩壊します。その

後無罪となったのですが、もとに戻すことはできません。会計事務所は信頼が第一ですから、顧客との関係で事務所の評判が落ちることについての脆弱性があるのです。そのため、刑事罰は実質的に解散命令と同様の打撃を与えます。法理論的に刑事罰の議論が出てくることは分かりますが、より効果的かつ合理的な方法があるのではないのでしょうか。アメリカでも、昨年のKPMGのケースは、税務当局が訴えるところ、経済界からも「これでは監査のサービス提供者がほとんどいなくなってしまう」との声が上がり、結果的に課徴金をかけることで企業などに影響が広がることをストップしています。

新興市場の問題点

今年に入り、新興市場を舞台にした事件が発生しました。

藤沼 ライブドア事件は、株式分割であるとか、MSCB(転換価格下方修正条項付転換社債)、TOB(株式公開買付) をかけるときのルールなど、さまざまな資本市場のルールの未整備や抜け穴を悪用したとされる事案であり、投資家を欺いたということで証券取引法²違反に問われたものです。また、複数の投資事業組合を利用した会計操作が行われていたようです。公認会計士の関与の仕方としては、監査人として事実をある程度分かっているながら会計処理を認めた、とされるほか、監査人を辞めてコンサルタント事務所の経営者となり、会計の専門家の立場からアドバイスしていた、とされる新たなスキームがあります。当然、立場がどうあれ、財務報告の適正性を確保することが公認会計士の役目です。監査側にいるときだけでなく、企業内の立場でも、第三者的にアドバイスする立場でも、情報の正確性に対する責務があります。公認会計士法第1条の使命規定³にあるように、われわれの使命はクライアントの望むように協力することではなく、あくまでも独立した立場で財務情報の信頼性を確保することです。その原点が忘れられていたとすれば残念です。

新興企業のケースは老舗企業とまた異なる背景があるのでしょうか。

藤沼 背景として、比較的簡単な審査で上場を認めるようになったことも関係しているのではないのでしょうか。経済再生のため新興企業をどんどん上場させようとなり、コーポレート・ガバナンスの準備が整わない企業も資本市場に登場するようになった。仲間内でおかしなことをやった挙げ句、ついには崩壊してしまう。中には上場そのものが目的化した会社があるのかもしれませんが、もちろん新しい会社を伸ばしていくことは大切なことですが、公開する価値のあるよい企業が上場する方策を考えていくべきではないかと思います。また、新規上場

2 証券取引法：国民経済の適切な運営および投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、かつ有価証券の流通を円滑ならしめることを目的として定められた。平成18年6月7日に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、金融先物取引法などの投資商品に関する法律群をこの法律に統合され、「金融商品取引法」に改題された。

3 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」

企業は、それまで監査を受けた経験がないわけです。公開のため公認会計士にさまざまなアドバイスを受ける中、おかしなかたちで関係が近付き過ぎることもあるかもしれません。あるいは経営陣のやり方について、経験のあるシニアの立場からチェック機能を果たす人もいない。経営者は自分にとって都合のよいことをアドバイスする社内外の人を傍に置き、苦言を呈する人間は避ける。そのようなことから会計監査人の制度が機能しにくい面があるのではないかと、ということも推測されます。アメリカではよく見られるケースなのですが、技術者が創業した新興企業の場合、ある程度の規模まで成長したらプロの経営者に替わり、創業者は別の役割を果たす。日本でも、そのようなことも考えた方がよいのではないのでしょうか。

協会の自主規律の取り組み

再発防止策としては、企業側にはどのようなことが求められるでしょう。

藤沼 われわれだけでできること、できないことがあり、関係各位に、外部環境の整備を進めていただきたいと思います。例えば、監査法人が監査報酬を監査対象の企業から受け取っていることが癒着の原因になっている、との指摘が古くからあります。欧米では、社外取締役や監査役が独立性をもって監査報酬や契約内容を定めるかたちが定着してきていますが、日本はまだそのような状況になく、経理担当者とフィーの交渉をしているのが実態です。それが悪く作用すれば、問題があったとしても担当者の面子を潰せない、経営者に直接言わないでほしい、といった関係にもなりかねません。各企業には、監査委員会、監査役会の機能を見直していただきたいですし、監査役会は監査の時間や報酬の十分性について株主の立場から再検討していただきたいと思います。外部監査を助ける人間が会社内部にいることは、極めて大切です。

協会としては、どのような自主規律に取り組みされているのでしょうか。

藤沼 自主規制としてまず手をつけたのが、独立性の確保のための監査人のローテーション期間の変更です。監査法人の規模などによって設定期間は異なりますが、例えば4大監査法人の上場会社を担当する主任会計士については、それまでの継続監査期間7年・インターバル2年から、継続監査期間5年・インターバル5年に変更しました。これはアメリカと同じルールで、今年4月から早期実施しています。

また、40時間の継続的専門研修(CPE)の受講義務がありますが、その中で職業倫理と監査の品質管理は必須科目にしました。日本の場合、「独立性とは、顧客との間で貸借関係を持

たないこと」というように技術論的に理解するようなどころがありますが、研修では職業倫理の原点に戻るようなこともしたいという思いがあります。併せて、具体的なケースが示されないと実感がわかないだろうということから、現在、過去の事例を整理しているところです。

会員に対する処分権限を強化するというお考えは。

藤沼 協会会長の会員に対する処分規定は、戒告、会員権停止、金融庁長官に対する会員の処分の申請ということに限られ、業務停止の権限はありません。もし持てば、金融庁長官と権限が重複してしまうといった問題もあります。協会として自主規制機能を強化するにはどうしたらよいか考えた結果、上場会社監査事務所部会を創設し、同部会への登録制度を導入することにしました。上場会社の監査に当たる事務所が約250ありますが、ここにはより高い規律を求めよう、というものです。具体的には、各事務所の品質管理のシステムに関する文書を提出してもらう。登録名簿は公開し、協会の品質管理レビュー⁴の改善事項を守っていないとか、金融庁や協会による処分を受けたといった情報についてもすべてウェブサイトで公開する。義務を誠実に履行する誓約書を提出してもらう。一定水準の監査の品質を維持できない事務所は登録名簿からの除名を含む処分を行う。そういった内容を考えており、細則をまとめ、来年4月に実行する予定です。

協会のガバナンスについても改革を進められていますね。

藤沼 協会の役員に外部理事・外部監事を入れ、また、外部監査を受ける組織改革を行うことを決めました。役員を選出方法も見直し、各地域会の理事選挙で挙がってきた人の中から会長に立候補してもらい、立候補者の中から推薦委員会が会長候補を推薦するかたちにします。これは、組合的な組織から業務遂行的な組織に転換すべきときに、3年に一度の人気投票で会長として最適者を選ぶのか、という問題意識からの改革です。当初、会員間にかなり抵抗がありましたが、対話集会を開き、議論を重ね、結果的には圧倒的多数で承認していただきました。また会長に対する一定の報酬支払いということについても打ち出しました。協会の役員は多忙を極めますが、実際は無償のボランティアで、この点も前から問題意識を持っていたところです。従来改革が難しいとされていた事項でしたが、一連の事件による環境の変化で、会員の強いサポートを得られたと感じています。

会計士に求められる資質

監査の規制について、民間団体の自己規律か、官の

4 品質管理レビュー：監査業務の質的水準の維持・向上を図り、監査制度の社会的信頼性を確保するために、日本公認会計士協会が公認会計士または監査法人によって実施された監査の品質管理の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告する制度。

5 PCAOB[Public Company Accounting Oversight Board]: 公開会

社会計監視委員会。企業改革法により、公開会社を監査する会計事務所の監査業務の品質を監視する機関として設置された。政府機関ではなく非営利の団体で、運営財源は主に公開会社によって賄われている。監査人の登録・懲戒、監査・会計基準の制定、財務報告の不正行為に関する調査などの権限を持つ。

規制か、という議論があります。アメリカも官の規制が強まっているようですが、コスト面の問題もあると思います。それについてはいかがお考えでしょうか。

藤沼 アメリカの企業改革法は強力な法律で、それを嫌ってアメリカの市場でIPO(新規上場)をする企業が減り、イギリスに移るといった反応もあり、揺り戻しが起きています。また日本でアメリカのPCAOB⁶と同じような監視機関をつくらうとしても、リソースの問題があります。アメリカでは、公務員の給料ではPCAOBのスタッフが集まらないため、マーケットレートでビッグ・フォーなどから人材を引き抜いています。それでもアングロサクソン国は会計士が多いため、それが可能なわけです。アメリカには協会に登録していない人を入れれば会計士は50万人もいます。それに対して日本は会計士補を入れても2万2,000人にすぎません。その中から監視側の委員としてどれだけ人を割けるのか。また、アメリカではコストの90%以上を上場会社に負担させていますが、日本でそのコンセンサスが得られるのか。それらを考え合わせれば、日本の場合、官民それぞれが相互に補完するかたち、つまり通常は民の自主規制を中心にして、必要と思われるときに官がチェックしたり、補完する。そのようなかたちのほうが効率的であり、国民経済の観点からも望ましいと思います。現に、ヨーロッパ諸国はそういうやり方をとっています。

会計基準が典型ですが、法制度を考えると、大陸欧州かアングロサクソンか、そこに日本的なものを入れるのか、という議論によくなります。国際会計士連盟の会長を務められていたお立場から、そのあたりいかがお考えでしょうか。

藤沼 かつて会計基準の国際化で「harmonization(調和)」という言葉が使われていました。私自身そうですが、日本人は「調和」という言葉に美しい響きを感じます。ところが近頃、「convergence(統合、収斂)」と言われるようになった。IASB(国際会計基準審議会)議長のデビッド・トゥイーディー氏が来日しており、彼を京都に招き、紅葉の銀閣寺を見せて「あれがハーモナイズだ」と説明したのですが、「美の世界として理解できるが、ビジネスの世界では甘い」と。さらに最近、彼は「adoption(採択)」だと言い出した。ただ、私は会計基準については現実的に考えています。経済取引の実態は内外とも実はそう大きく違わないででしょう。例えば合併会計については、アメリカは勝ち負けの世界で、強い会社が弱い会社を飲み込むから会計処理はパーチェス法⁶であり、日本の場合、極端な差がある同士でも「合併は対等の精神」のためブーリング法⁷も残してしまっただけですが、実態としては買収側と被買収側の関係も常にあるわけです。

業務の多様化、国際化が進む時代、どのような公認会

6 パーチェス法：被結合企業から受け入れる資産・負債の取得原価を、対価として交付する現金および株式等の時価とする方法。
7 ブーリング法：結合当事企業の資産、負債および資本を、それぞれ適切な帳簿価額で引継ぐ方法。



計士像が望まれますか。

藤沼 大前研一さんが「T型人間」という表現を用いられていますが、会計監査という自らの専門領域の知識を縦軸に持ち、同時にビジネスや法律の知識、語学などを横軸として持つ公認会計士が求められます。そうしないと、いよいよ複雑化、高度化、国際化する監査業務の遂行が難しくなるでしょう。そういった意味で、会計大学院に大いに期待しています。新試験制度も短答式の合格者が5,000人を超えたということで、よいスタートが切れたと思います。特に大学院修了者に短答式の科目免除があるのはよいことです。これは私見ですが、専門職大学院の教育の充実を前提として短答試験の全科目を免除する方向に進めばよい。大学院教育を会計人教育のメインストリームにしたい、という思いがあります。資格試験ばかりに熱中し、それと無関係のものには全く興味がないというのでは困ります。倫理観を磨き、自らをT型の人間に鍛えるべく、しっかりとした大学院生活を送っていただきたいと思えます。

日本公認会計士協会会長

藤沼亜起(ふじぬまつくおき)

1944年生まれ。1968年中央大学商学部会計学科卒業。1969年堀江・森田共同監査事務所入所。アーサー・ヤング公認会計士共同事務所などを経て1993年太田昭和監査法人(現在の新日本監査法人)代表社員に就任し、現在に至る。1984年国際会計士連盟国際監査実務委員会日本代表。1992年国際会計士連盟理事会日本代表、日本公認会計士協会常務理事。1997年国際会計士連盟副会長。2000年、日本人として初めて同会長に就任(～2002年)。2004年7月日本公認会計士協会会長(現職、2007年07月まで)。2004年11月公認会計士・監査審査会委員(現職)。2005年国際会計基準委員会財団(IASCF)評議員(現職)。著書に、『会計・監査・ガバナンスを考える』(共著/同文館出版・2003)。『国際会計』(共著/同文館出版・2004)などがある。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。 h-bunka@lec-jp.com